主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鈴木義男、同河野太郎の上告理由は、第一ないし第三点とも、原審の 適法にした証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰し上告適法の理由とならない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	石	坂	修	_